平成２５年（フ）第３０６号
新潟市東区江南６丁目１番地７
債務者　有限会社エス・アール・エスライン
代表者代表取締役　高橋　将徳
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０７号
新潟市東区江南６丁目１番地７
債務者　有限会社新星流通サービス
代表者代表取締役　高橋　將徳
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
島根県出雲市武志町602番地１
債務者　有限会社綜合資材
代表者代表取締役　宍戸　眞理
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３２７２号
大阪市西区西本町１―２―14、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区立売堀５丁目７番９―203号
債務者　株式会社コスモ開発
代表者代表取締役　河嶋　英彰
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　幸恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８９号
大阪市西区江之子島１丁目８番21号
債務者　東光計機株式会社
代表者代表取締役　岩本　正三
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０７号
大阪市此花区西九条３丁目６番４号エムエス工業101号
債務者　株式会社ホット
代表者代表取締役　岡添　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４７号
大阪府寝屋川市成田東が丘14番１号
債務者　株式会社サントウホーム
代表者代表取締役　東　　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６号
沖縄県うるま市石川山城1706番地の23
債務者　有限会社青山建設
代表者代表取締役　山城　敏孝
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３２５８号
大阪府高槻市天神町１―９―６西島マンション
債務者　株式会社八咫鴉
代表者代表取締役　河相　孝之
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西塚　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８号
山形県東村山郡中山町大字長崎2320番地の３
債務者　株式会社松田商店
代表者代表取締役　松田　利吉
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後１時30分
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３００号
横浜市南区東蒔田町１丁目１番
債務者　有限会社クリエイティブ・ケイ
代表者代表取締役　小川　一夫
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　武司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
秋田市広面字樋ノ沖53番地３
債務者　五蔵舎株式会社
代表者代表取締役　岩野　年成
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　一宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前11時
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６７号
堺市西区平岡町185番地12―1015
債務者　株式会社デイリーフーズ・タカショク
代表者代表取締役　髙橋　俊二
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３６６号
神戸市西区見津が丘１丁目18番地
債務者　東向ファシリティマネジメント合同会社
特別代理人　田口　正輝
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６５号
山形県米沢市大字川井982番地の14
債務者　須賀　武光
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敬一
4　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４４６号
北九州市八幡西区星ケ丘７丁目４番２号
債務者　安川　史城
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　　剛
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部